

## はじめに

平成10年12月に策定した「東京都看護職員需給見通し」は、計画最終年次の平成14年において、都内の看護職員の需給は均衡すると見込んでいる。都は、需給均衡以降における少子高齢社会の進展や高学歴指向の高まりなど、社会状況の変化を適確に捉え、適切かつ効果的な養成、定着、再就業等の看護職員確保対策を展開していくために、施策の一つひとつについての見直しに着手した。

「都における看護職員養成に関する検討会」は、平成11年7月23日に、衛生局長から、都における看護職員養成の必要性及び都立看護専門学校の今後のあり方等について検討し、報告するよう求められた。以来、9回にわたり論議を重ね、今回、「最終報告」として取りまとめることとなった。

この間、平成11年10月22日には、都における看護職員養成の今後のあり方等についての基本的な考え方をはじめ、早急に取り組む必要性のある事項等をまとめた「中間報告」を衛生局長に答申した。中間報告の内容は「衛生局改革アクションプラン（第一次）」及び平成12年度予算に反映され、施策の一定の進展をみたことは評価するところであるが、なお一層の強化、とりわけ看護教育の充実が必要である。

本報告は、以上の問題認識に基づき、中間報告を踏まえながら、更に検討を進め、今後、都が目指すべき看護職員確保対策のあり方等について取りまとめたものである。

本検討会は、都が、本報告の趣旨を十分に踏まえ、看護職員確保対策として施策化できるものから、早期に具体化するなど、提言内容の実現に最大限の努力を払うことを切に期待するものである。

平成12年4月

都における看護職員養成に関する検討会

## 看護職員養成を取り巻く社会状況の変化

平成3年、「東京都看護問題検討会（最終報告）」において、「定着なければ、養成・再就業なし」との基本理念が提言された。都は、この提言に基づき、定着対策をはじめ、養成、再就業、資質の向上及び普及啓発の各分野にわたり総合的に施策の充実を図ってきた。

一方、少子高齢社会の本格化、都民の価値観の多様化など、社会状況は大きく変化しており、一層厳しさを増す都の財政状況を考え合わせると、都における看護職員養成を取り巻く環境は大きく変化してきている。

### 1 都における看護職員養成の取組

昭和20年代、都は、都立病院に従事する看護職員を確保するため、第一高等看護学院（広尾看護専門学校の前身）、豊島高等看護学院を設置し運営してきた。その後、昭和40年代に社会問題化した看護職員不足の解消のため、都立施設のみならず、都内施設のための養成を目的として、新宿、荏原、松沢等の看護高等学院を順次開設した。また、平成3年度からは入学生の定員1割増を行い、平成5年度以降は4校でクラス増を実施するとともに、平成7年度には南多摩看護専門学校を開設し、都内の看護職員の確保に努めてきた。

この間、都は、昭和61年度に、都民の保健医療に関する多様なニーズに対応し、資質の高い医療従事者の養成を目的として、新宿看護専門学校、府中リハビリテーション専門学校及び診療放射線専門学校の3校を統合して医療技術短期大学を開設した。平成10年4月には、さらにその機能を充実発展させ、高度な専門知識と豊かな人間性を併せ持ち、包括的な保健医療を担うことのできる優れた人材の養成を目指して、保健科学大学を開設したところである。

その結果、都内全体の看護職員養成定員における都立の割合は、昭和45年4月当時は、4,245人中395人(9.3%)にすぎなかったものが、平成11年4月現在では、6,386人中、保健科学大学での養成80人を含め1,510人(23.6%)にまで増大した。このように、都は、都内の看護職員養成の中心的な役割を果たしてきた。

## 2 社会経済状況の変化

今日、高齢社会が一層進展する中、平成12年度から介護保険制度が導入されるなど、保健医療福祉を取り巻く環境は大きく変化していくと予測される。

また、国際化、情報化等の進展が、都民一人ひとりの価値観やライフスタイルを個性的で多様なものへと変革を加速させた。人々の健康に対する意識は高まり、医療の現場においても、従来のように医師をはじめとした医療従事者が一方的に与える医療ではなく、インフォームド・コンセントやカルテ開示等に基づき、治療方法を自分で選択するなど、医療における自己決定に関する意識が高まっている。

このように、高齢社会の到来、都民の意識やライフスタイルの変化等により、看護に対するニーズは、今後益々高度化、多様化していくものと考えられる。

一方、バブル経済崩壊以降、長引く景気の低迷を背景に、依然として厳しさを増す雇用状況は、新卒看護職員の就業にも大きな影響を与えている。

## 3 看護職員養成に関する国の考え方

平成6年12月、国は、「少子・高齢社会看護問題検討会」の報告書を策定し、平成3年12月に定められた需給見通しは順調に推移しており、今後は、看護職員の資質の向上を図ることが課題であるとする基本的な考え方を示した。この中で、国は、看護

基礎教育の充実を掲げ、具体的には、看護系の大学及び大学院の整備を促進するなど、大学等高等教育の充実を図るとしている。

#### 4 都における衛生行政改革への取組

平成10年12月、都は、様々な社会状況の変化を踏まえ、衛生行政の指針となる「東京都保健医療計画」の改定を行った。

しかし、都は、かつて経験したことのない未曾有の財政危機に直面しており、都民の生命と健康を守ることを使命とする衛生行政についても、根本から変革が求められている。そこで、都は、東京都保健医療計画の施策の方向を基本としながら、平成11年11月、衛生行政に関する緊急かつ当面の取組と今後の行動指針を示した「衛生局改革アクションプラン（第一次）」を策定した。

現在、本プランに基づき、「いきいき・安心・安全に暮らせる21世紀の東京」を目指して、局を挙げた取組を積極的に展開している。看護職員確保対策事業に関する施策の再構築についても、この取組の一環として位置づけられている。

## 都における看護職員養成の現状と課題

都における看護職員養成の今後の基本的なあり方について検討するにあたり、まず、都における看護職員養成の現状と課題について明確化する。

### 1 看護職員需給の見通し

平成10年12月、本格化する高齢社会を迎え、看護職員の需要が増加することが見込まれることから、都は、平成3年に策定した「東京都看護職員需給計画」を見直し、「東京都看護職員需給見通し」を策定した。現在、この見通しに基づき、平成14年における看護職員の需給均衡を目指して、養成、定着、再就業等の看護職員確保対策を総合的に推進している。

しかしながら、少子化の進行はことのほか著しく、新規養成の主たる対象である18歳人口は急激に減少し、平成20年には現在の4分の3程度になると予測され、新規養成数を拡大していくことはもとより、現行規模の新規養成を確保していくことも困難になると予測されている。

このため、今後の看護職員確保対策は、多様化する都民の保健医療福祉ニーズに対応でき、生涯にわたり働くことができる看護職員の養成を行うことで、定着への基盤固めとするとともに、定着、再就業に一層の重点を置いた施策を積極的に展開していく必要がある。

### 2 都立看護専門学校の役割

現在、都立看護専門学校は、都内で活躍する高度な専門技術を持った職業人を養成する役割を果たしている。実際、都立看護専門学校看護学科（三年課程）の卒業生のここ数年の就業状況を見ると、都内に80%以上が就業している。その内訳は、都立

施設に約20%、自ら養成所を持たない都立以外の都内施設に約40%、それ以外の施設に約20%となっている。

一方、大半の民間の看護職員養成所は、関連病院の看護職員確保を目的として運営されている。看護職員養成所の運営は、看護教員の確保、施設・設備の充実はもとより、実習施設の確保が極めて重要であり、多大な経費を要する。そのため、高額な学費を徴するなど学生に過重な負担を求めることをせずに学校を運営していくためには、経費その他の必要な支援を受けることが不可欠である。

今後も、一般に看護職員養成が極めて不採算性の強い分野であることを十分に考慮した上で、都立看護専門学校は、長い歴史の中で培ってきたノウハウを最大限に生かしながら、引き続き以下の2点の役割を担っていく必要がある。

- ア 養成所をもたない医療機関への看護職員の供給並びに地域ニーズへの対応。
- イ 高度医療を提供する都立病院をはじめ、都立施設に従事する看護職員の供給。

### 3 都立看護専門学校の現状

都は、看護職員確保対策の一貫として、看護専門学校の開設をはじめ定員増やクラス増を行うなど、養成数の拡大に努めてきた。しかし、その結果として、現在では、都立看護専門学校は、以下のような解決すべき困難な状況に直面している。

第一に、学生確保についてである。近年、高学歴化の進行等により、看護系大学へ進学する者が増加するなど、都立看護専門学校の合格者において入学を辞退していく者が増加している。また、入学時における目的意識が不明瞭な学生の増加や、それに伴い従来の教育の仕組みでは学生に十分な配慮ができないことなどを背景に、中途退学者についても増加傾向にある。

第二に、臨地実習についてである。臨地実習は、看護教育に

において看護実践のための基礎能力を習得するという極めて重要な位置づけとなっており、カリキュラムの約35%を占めている。充実した看護教育を展開していくためには、条件の整った実習施設において、適切に実施されることが求められる。

一方、都立看護専門学校は、主たる実習施設の受入れ可能数とは無関係に、入学生の定員1割増やクラス増を実施してきた。その結果、当該実習施設の学生受入れが限界に達し、実習施設の分散化、遠距離化を余儀なくされた。

そのため、学生及び教員の時間的負担が増加し、教育効果の低下も懸念されている。また、近年では、実習施設の確保についても都の経済的負担が大きくなってきており、確保そのものも困難になるなど、臨地実習をめぐる教育環境は極めて厳しい状況である。

第三に、学校施設についてである。都立看護専門学校の中には、耐震上問題となる施設があるほか、開校時より定員が増加しているため、狭隘化や老朽化の著しい施設があるなど、教育環境の悪化が進行してきている。また、学生数の多い大規模校及び狭隘化の著しい学校においては、外部講師や普通教室の確保が難しいことから、大教室による合同授業が行われており、教育効果の低下が懸念されている。

#### 4 都立看護専門学校の課題

今日、少子化や高学歴化の進行は、ことのほか著しい状況にある。こうした中、看護職員の養成についても、大きな転換期を迎えており、従来の看護職員養成のあり方についての見直しが迫られている。

都は、都立看護専門学校が直面する現状の解決に向け、今後、都において養成していく看護職員像を明らかにし、その上で、都立看護専門学校の教育環境を整備するとともに、都立看護専門学校が担うべき養成規模を見直していかなければならない。

## 今後の都における看護職員養成の基本的考え方

都における看護職員養成の経緯、現状や課題に基づき、今後の都における看護職員養成の必要性を明確にする。その上で、都における看護職員養成を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、今後、都に求められる看護職員養成のあり方、都が養成する看護職員の規模の見直しについて基本的考え方を明示する。

### 1 都における看護職員養成の必要性

看護職員の需給均衡を維持していくためには、将来にわたり安定的に一定の人材供給を行う必要がある。一方、看護職員養成は極めて不採算性が高いことを考慮すると、民間等に全ての看護職員養成を委ねることは困難である。

そこで、都は、民間等との役割分担を踏まえ、医療の高度化や多様化する都民の保健医療福祉ニーズに対応できる看護職員を、今後も引き続き養成していく必要がある。

### 2 都に求められる看護職員養成のあり方

近年、高齢化や地球規模で進む環境の悪化等を背景に、人々の健康に対する意識は非常に高まっている。

看護は、一人ひとりの健康を保持増進し、自然治癒力を高め、安心して療養できる環境づくりを担うなど、人々のあらゆるライフステージに深く関わり、人々が希求する健康な生活を支えていく役割を果たしている。今日、看護活動は、臓器移植や治験のコーディネーター、介護保険制度を円滑に運営するための介護支援専門員等、臨床を中心とした従来の枠組みを超え、様々な場面で重要な役割を担うようになってきている。正に、21世紀においては、「看護の自立が、保健医療福祉を変革する」大きな原動力となり得る。

看護職員は、患者に最も身近な医療専門職として、この重大な義務と責任を積極的に引き受け、社会への貢献を深めていく必要がある。そのためには、真に自立した優秀な看護職員の養成が極めて重要である。

本検討会は、看護系の専門学校、大学、大学院が総体として、このような優秀な看護職員を養成すべきとの認識に立ち、各々が果たすべき主な役割を次のように体系的に整理する。

専門学校では、適切な看護サービスを提供できる知識・技術を習得した人材の養成を行い、大学においては、医療現場等において、指導的かつ管理的な役割を担う人材の養成を行う。さらに、大学院では、専門学校や大学において養成されるべき人材の教育に携わる教育者、看護を科学として確立するための研究を重ねていく研究者、そして臨床現場等における看護管理者を養成する。

今後、都は、看護の活躍の場が広がりを見せている中であって、看護に対する誇りを持って、自ら考え行動し、リーダーシップを発揮できる看護職員を養成していくことが求められる。こうした看護職員の養成を通じて、生涯にわたり看護業務に従事する職員をより多く確保し、定着対策を進める第一歩としていく。また、このための教育者や研究者の確保についても、都は、率先して取り組んでいくことが重要である。

### 3 都立看護専門学校の養成規模の見直し

今後、都は、教育レベルを維持向上させ、人に対する洞察を深め、適確な看護を提供できる人材を養成していくことが強く求められてくる。

しかしながら、少子化の著しい進行とともに、大学・短大への学生の流出や実習教育環境の状況など、都立看護専門学校の現状を踏まえると、現在の養成規模を維持していくことは、確実に教育の質の低下を招くと言わざるをえない。これでは、多様化する都民ニーズに適切に応えていくことのできる看護職員を養成することは困難である。

都は、これらの状況を十分に考慮するとともに、都に求められる看護職員養成のあり方を念頭に、今後、都立看護専門学校における養成規模を適正化し、少数精鋭で最大の定着を図る養成へと転換していく必要がある。

## 都における看護教育の充実強化

21世紀に求められる看護職員を養成していくためには、学生一人ひとりの可能性を十分に引き出すことのできる看護教育の充実が極めて重要な要素となる。

今後、都は、看護専門学校、大学、大学院の役割分担を十分に踏まえ、特色ある学校づくりを進めるとともに実習教育の充実を図り、また、看護教員のレベルアップに取り組むなど、各々の養成機関で実践されている看護教育を充実強化させていくことが不可欠である。

### 1 特色のある学校づくり

現在、都立看護専門学校は、適切な看護サービスを提供するための技術・知識を教授し、社会に貢献できる有能な人材を育成するという全国に共通する目的の下に運営されている。高学歴指向の高まりなどの中でも、優秀な学生を確保していくためには、今後、都立看護専門学校は、学生を魅了するようなアピール性をもった教育を展開する学校づくりが求められる。

そこで、都立看護専門学校の各校は、今後、生涯にわたり自己啓発を続けていく力を身につけ、いかなる状況下においても看護を實踐できる有能な看護職員を育成するといった内容の教育理念を明確にし、独自の校風を育み、特色ある学校づくりを進めていく必要がある。

### 2 実習教育の充実

実習教育は、学生が看護という「職」を理解するとともに、身近なものとして受け止め、将来、看護職員として適切な看護サービスを提供できる能力を身につける絶好の機会であり、極めて重要なものである。

今後、より質の高い看護職員を養成していくためには、実習内容を向上させるとともに、病院、在宅等の実習受け入れ体制の充実強化を図るなど、実習教育を効果的に進めていく必要がある。

そのためには、受入れ施設において、実習指導者研修を修了した指導者を確保することはもとより、実習に関する施設・設備等のハード面での充実を図るなど、実習教育を取り巻く環境の充実強化が不可欠である。また、教育側と実習施設側がともに優秀な看護職員を育てるという共通認識を深め、連携を強化していくことが重要である。

### 3 看護教員のレベルアップ

将来の保健医療福祉の担い手となる優秀な人材の養成には、養成課程における看護基礎教育が大きく左右する。看護教員は、単に教科書どおりの知識や技術の付与だけではなく、学生が看護を学ぶ過程において感じる様々な疑問や体験に対して、それを自らの看護体験を踏まえて、看護として深く掘り下げて伝えていくことが、学生の看護に対する向学心を刺激し、学生の成長に多大な影響を与える。その意味で、充実した教育を行うには、その担い手となる看護教員のレベルアップが重要であり、看護教員は、教育者としての自覚を持ち、日々自己研鑽に励むことが不可欠といえる。

そのためには、まず、看護教員の「職」の魅力を一層向上させていく必要がある。具体例としては、研修制度の充実による学位取得への連動、臨床現場における再研修の充実、実習指導に関する共同研究の実施等の看護教員をバックアップする体制の構築等が考えられる。さらには、全ての都立看護専門学校の校長に看護職を充てることで、看護教員一人ひとりの士気高揚を図ること及び看護教員に対するきめ細かな指導育成が期待できることなど、看護教員のレベルアップに大きく寄与するものと考えられる。また、これからの看護教員養成においては、学士を取得した看護職員が増大する中、多様な人材を教員に求め、拡大、高度化する

専門教育に対応できる人材を確保していくなど、従来の看護教員養成のあり方を見直す必要もある。今後は、修士さらには博士を取得した看護職員の活躍が予測されており、こうした人材の積極的活用も検討していく必要がある。

#### 4 社会人入学試験制度の導入

近年、社会にでた後に専門学校に入学する者が増えている傾向があり、都立看護専門学校看護学科（三年課程）の場合、過去5年間で、平均約8%が職歴のある学生となっている。看護職を目指す社会人は高い志、強い向学心を持ち、入学時も好成績の者が多く、その向学心と豊かな社会経験は、在学中、他の学生に好ましい刺激を与え、学校全体の質の向上にもつながっている。しかし、強い意欲や熱意があっても、入学試験の実施方法等から、看護専門学校への受験を断念するケースもある。

そこで、都は、平成12年度入学試験から都立看護専門学校看護学科（三年課程）5校で社会人入学試験制度を導入した。その結果、5校全体の平均実質倍率は、約1.3倍の高倍率となった。今後は、少子化・高学歴化の進行を踏まえ、看護への適性や意欲を持った社会人を新たに掘り起こし、より優秀な学生を確保していくため、速やかに全校で社会人入学試験を実施するとともに、積極的に本制度をアピールしていく必要がある。

#### 5 都立看護専門学校の大学化

近年、看護学系大学の整備充実が促進され、平成3年度には全国で僅か11校であった看護学系大学が、平成11年度には76校にまで増大している。

大学における教育は、医療技術の高度化、保健医療福祉を取り巻く状況の変化等に適確に対応するため、保健医療福祉に関する幅広い知識を身につけることは勿論、医療の現場において、専門職として中核となり、指導的、管理的役割を担っていくことが

期待されており、その重要性は益々増大している。

拡大する看護の役割を積極的に引き受け、誇りを持って看護活動に従事できる高度な専門性を身につけた看護職員を養成していくことが必要となってくる。こうしたニーズに応えるため、既に、都は、保健科学大学において人材養成を行っているが、今後は、さらにその機能を拡充するために、都立看護専門学校の再編整備を進めていく過程において、その一部を四年制大学とする検討を進めていくことが望まれる。

## 6 大学院の設置

看護系大学院は、平成11年4月現在、全国で31校を数え、その数は飛躍的に増大している。大学院における教育は、大学等の教育に携わる人材や看護を科学として確立するための研究者等の養成を目的とするものであり、極めて重要な位置づけとなってきた。

今後、看護学生や医療機関等における看護実践の担い手のレベルアップを図るためにも、教育者、研究者、管理者、さらには臨床における看護実践者のリーダーを養成する必要があり、都立保健科学大学に大学院を設置し、教育内容の充実強化を図っていくことが不可欠である。

## 7 教育と実践との連携強化

看護職員の一人ひとりが、医療の高度化に対応し、複雑多様化する都民ニーズに適確に対応していくためには、生涯にわたり、自己研鑽に努めていく必要がある。

今後は、看護職員が総体としてレベルアップを図っていくことができるよう、専門学校、大学、大学院、さらには、実践の場との交流を一層活発にし、看護職員のレベルアップをサポートしていくシステムを構築するなど、相互の連携を強化していく必要がある。

## 都立看護専門学校の再編整備のあり方

都立看護専門学校は、養成規模を縮小し、少数精鋭の看護教育の充実強化に向けて、再編整備を進めていく。そこで、今後の都立看護専門学校における具体的な養成規模について明確化する。

### 1 都立看護専門学校の学科別検討

都は、これまで、都立看護専門学校を中心に、保健学科、助産学科、看護学科（三年課程）、准看護学科、看護学科（二年課程）を設置し、看護職員の養成を行ってきた。そこで、都立看護専門学校の再編整備に向けた今後の取組方向について、学科別に検討する。

#### 保健学科

平成11年4月現在、都内において保健婦養成を行う学校数及び定員は、短期大学（専攻科）で3校90名、専修学校で1校50名、合計で4校140名である。このうち都立は、短期大学（専攻科）で1校40名、専修学校で1校50名、合計で2校90名となっている。なお、都立の短期大学での養成は11年度で終了し、4年制大学へ移行したところである。

4年制大学については、都内で8校が保健婦養成所としての指定を受けており、全国的にみても、ここ10年余りの間に、飛躍的にその数は増大している。

今後、都における保健婦養成は、以上の状況を踏まえるとともに、幅広い視野に立って、総合的な判断力等を教育する役割を担う高等教育機関において行うこととし、都立看護専門学校における保健学科は廃止する方向で検討すべきである。

#### 助産学科

平成11年4月現在、都内において助産婦養成を行う学校数

及び定員は、短期大学（専攻科）で5校90名、専修学校で7校175名、合計で12校265名である。このうち都立は、短期大学（専攻科）で1校30名となっている。なお、都立の短期大学での養成は、四年制大学への移行のため11年度で終了した。また、四年制大学については、都内で5校が助産婦養成所としての指定を受けている。

今後、助産婦養成は、看護職の中で唯一開業権を持つという職種の特殊性・専門性を考慮し、四年制大学もしくはそれ以上の高等教育による養成が相応しく、需要に応じて、保健科学大学での養成を促進することで対応すべきである。

#### 看護学科（三年課程）

看護学科（三年課程）は、看護婦国家試験の受験資格を獲得することのできる課程であり、看護婦養成所に加え、大学、短大でも行われている。平成11年4月現在、都内の看護職員養成所における看護学科（三年課程）を有する学校数及び定員は、2,976名40校である。このうち都立は、9校930名の定員を擁しており、都立看護専門学校の中核となっている課程である。

今後も、都立看護専門学校看護学科（三年課程）は、都立の役割を十分に踏まえ、その役割を中心になって担っていく必要がある。そのためには、施設の改築を図るとともに、教育機能を一層充実強化し、魅力ある特色を持った学校づくりに向けて、養成数を適正化し、再編整備していくべきである。

#### 准看護学科

准看護学科は、知事免許の看護職員養成を目的とした課程である。平成11年4月現在、都内において准看護婦養成を行う学校数及び定員は、専修学校等で25校1,225名である。このうち都立は、専修学校1校40名となっている。

都立における准看護学科の卒業生の多くは看護婦資格取得のため、看護学科（二年課程）に進学しており、准看護婦・士と

して都内に就業した者は少数である。また、看護職員養成に費やす年数をみても、看護学科（三年課程）と比較して准看護学科は、看護学科（二年課程）と合わせて4年を要することから経済的負担が大きい。以上のことから、都立での准看護婦・士の養成は速やかに廃止する方向で検討すべきである。

#### 看護学科（二年課程）

看護学科（二年課程）は、准看護婦・士の有資格者が進学し、2年間学んで国家試験の受験資格を取得することのできる課程であり、極めて重要な役割を果たしている。平成11年4月現在、都内の看護職員養成所における看護学科（二年課程）を有する学校数及び定員は、専修学校等で29校1,310名であり、このうち都立は、専修学校で4校340名となっている。

近年、看護学科（二年課程）の予備軍である准看護婦・士の養成数が減少してきており、今後もこの傾向にあることから、看護学科（二年課程）も必然的に減少していくものと予測される。実際、都内の看護学科（二年課程）の養成規模は、平成6年度をピークに減少している。

そこで、今後の都立における看護学科（二年課程）は、民間養成所等との役割分担や准看護婦養成所の動向、地域的なバランス等を踏まえながら順次縮小し、中長期的には廃止する方向で検討する。これに伴い、准看護婦・士のキャリアアップへの希望に対しては、都は、民間等との連携を図りながら、総合的な見地からの適切な支援策を講ずるなど、十分に配慮していくことが必要である。

## 2 都立看護専門学校の再編方針

都は、以上の学科別の検討に基づき、都立看護専門学校を看護学科（三年課程）に一本化していく。

その上で、都は、看護職員の需給バランス、少子化の著しい進行を背景とした都内看護職員養成数の逡減傾向、都立看護専門

学校の役割等を十分に踏まえ、今後、都立看護専門学校に求められる養成数を算定し、適正規模に再編整備を図っていく必要がある。その考え方に基づき、都立看護専門学校は、教育環境の整備を進め、教育効果の向上を目指していかなければならない。具体的には、以下の5点の方針に基づき再編整備を進め、少数精鋭のレベルの高い教育を展開することが望ましい。

#### 【再編方針】

- ・保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則に基づき、1クラスは40人とする。
- ・実習教育の効果を十分に配慮し、1学校は2クラスとする。
- ・地理的条件及び地域的バランスを考慮する。
- ・施設面での危険、老朽、狭隘等を考慮する。
- ・看護学科（三年課程）の一部を大学化する。

### 3 都立看護専門学校の再編計画

看護専門学校における養成数の急激な減少は、医療機関等の混乱を招き、都民への保健医療福祉サービスの低下を来しかねない。再編整備計画を進めていくにあたっては、都民サービスの維持向上を目指す観点から、定着、再就業等を含めた総合的な確保対策の中で、段階的に対応していくなど十分な配慮が必要である。

そこで、再編整備に向けて、早急に取り組むべき事項を短期的対応とし、再編方針に基づき具体的に取り組むべき事項については、概ね10年程度を期間とする中長期的対応とする再編計画を策定することが望ましい。

#### 【短期的対応】

- ・学年定員の1割増を平成12年度入学生から廃止する。
- ・准看護学科は、平成13年度入学生を対象に募集停止を行う。

#### 【中長期的対応】

- ・施設改修に当たっては、再編方針を踏まえた設計とする。
- ・近接する学校については、統廃合により整理する。

- ・ 主な実習教育の場である総合病院を隣接地域に確保できない学校は、廃止する方向で検討する。
- ・ 施設、敷地の限界から、改修が困難な学校は、廃止する方向で検討する。
- ・ 都立看護専門学校看護学科（三年課程）の一部を大学化する方向で検討する。

## その他衛生局長が必要と認める事項

都における看護職員養成のあり方を検討する上で、最後に、看護職員の養成確保に関連のある以下の事項について検討する。

### 1 受益者負担の考え方

都立看護専門学校は、都内医療施設等に従事する看護職員の充足や医療技術の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員を養成している。こうした公益的側面に基づき、都立看護専門学校における授業料等は、安価であり学生の経済的負担が少ないという特徴を有している。

同時に、都立看護専門学校は、看護学生が免許を取得するという私益的側面も併せ持っており、こうした受益の享受に応じた適正な負担を学生に求める観点から、授業料等の改定を行ってきた。また、学生は、現在、授業料、教科書代のほか平成9年度からは実習用被服等教材費、平成10年度からは実習交通費を自己負担している。

今後、授業料、寄宿に係る経費等については、看護職員の養成という公益的側面を配慮しつつ、受益者負担の一層の適正化を図っていく必要がある。

### 2 寄宿舎のあり方

看護専門学校を運営していく上では、地方出身者や遠距離通学者の居住施設を確保していく必要がある。都立看護専門学校では、当初から寄宿舎を各学校ごとに設置することで、この必要性に应运ってきたが、教育施設と隣接しているために学生の生活全般にわたって関与せざるをえない状況が続いている。その結果、教員に過重な負担がかかっており、自主自立の看護職員養成を目指す看護教育の面からも、決して好ましい状況とはいえない。また、

寄宿舍が無料で提供されていることから、入居できる学生とそれ以外の学生との間に不平等が生じ、公平性に欠ける面がある。

今後は、都立看護専門学校看護学科（三年課程）在校生の約2分の1が、都外出身者であることを考慮し、将来的には、施設の耐用年限の時期に合わせて順次廃止することを含め、幅広い視点から寄宿舍のあり方について検討する必要がある。具体的には、住宅斡旋制度の創設、住宅資金貸付金の整備等により、学生が自主的に居住施設を確保していくことを支援するなど、ソフト面の施策を整備拡充していくことが重要である。

### 3 看護婦等修学資金貸与制度の見直し

看護婦等修学資金貸与制度は、優秀な看護学生の修学を援助するとともに、返還免除要件を設けることにより、都内医療施設等の看護職員を確保していくもので、看護職員確保対策において重要な役割を果たしてきた。

現在、本制度には、200床未満の病院・精神病院及び診療所等の指定施設の看護職員確保を目的とした「特別貸与」と、その他の都内医療機関の看護職員確保を目的とした「一般貸与」の2種類がある。手続きとしては、貸与希望者が2種類の制度から選択して申請し、経済的な理由により応募している学生を優先して貸与者を決定している。

最近では、指定施設以外の都内医療機関に就業しても返還が免除される「一般貸与」は募集数を上回る応募があり、貸与を受けられない学生がいる一方、一般貸与の約2倍の貸与額が受けられる「特別貸与」は募集数に達しない状況が生じている。また、「一般貸与」は小額を多数の学生に貸与しており、真の困窮者に対する修学支援制度になっていないという問題点も指摘できる。

今後、本制度を抜本的に見直し、看護職員の確保が困難な中小医療機関等の看護職員確保につながる制度とするとともに、学生にとって利用しやすく、修学支援効果の高い制度に転換していく必要がある。また、近年増加しつつある看護系大学院進学者を

支援し、リーダーとして医療の現場に誘導できるような制度の創設も必要である。

#### 4 都内看護婦養成所相互の連絡調整機能の強化

都は、より適確な看護職員確保対策を推進するために、都内全体の看護職員養成の動向等を十分に把握していく必要がある。そこで、都は、都立はもとより民間も含めた都内の看護職員養成所との連絡を密にし、積極的に情報提供に努める必要がある。さらに、看護職員養成に関して、民間の動向に関する情報収集や民間等と役割分担についての認識を共有化することなどを目的に「（仮称）都内看護婦養成所連絡調整会議」を設置するなど、都と都内の養成機関が連携して看護職員養成に取り組むとともに、都内全体の養成についての政策的な配慮が必要である。

## お わ り に

東京は、長く続いた成長と拡大の時代に終焉を迎え、少子高齢社会の進行、経済の低成長、地球規模で進む環境問題の顕在化など成熟社会を迎えようとしており、時は正に歴史的な転換期にある。最早、成長を前提とした従来 of 制度やしきみでは、社会的な課題に適切に対応することは困難になってきている。

このような社会においても、都民一人ひとりが「安全・安心・信頼」を実感できるよう、次代を拓く保健医療サービスを提供していくことは都の責務といえよう。今こそ、医療従事者全体に占める割合が最も多い看護職が、自立し、誇りと専門性を獲得し、その役割を十分に果たすことによって、保健医療福祉の世界を大きく変革していかなければならない。

都は、看護職員確保対策事業の推進にあたり、社会状況を十分に考慮した中長期的な展望とそれを具体化する実効性のある計画を策定していく必要がある。是非とも、本報告の「看護の自立が、保健医療福祉を変革する」という基本的考え方が、都の政策形成に最大限に生かされていくことを願って止まない。

この提言を契機に、都内の看護職員養成所、医療機関、医師会や看護協会等の関係団体において、相互に密接な連携と協力を図り、都における定着、再就業等を含めた看護職員確保対策事業の充実を目指して、一層の取組を切望するものである。

# 資 料

1	東京都看護職員需給見通し.....	2 5
2	東京都看護職員需給見通し（グラフ）.....	2 6
3	18歳人口の将来推計.....	2 7
4	高等学校卒業生 進学率の推移.....	2 8
5	看護系大学・短大設置状況の推移.....	2 9
6	都内看護婦等養成規模の推移.....	3 0
7	保健医療圏別看護系学校分布図.....	3 1
8	衛生局改革アクションプラン（第一次） - 緊急かつ当面の取組と今後の行動指針 - （抜粋）.....	3 2
9	都立における看護職員養成の歴史.....	3 3
10	都立看護専門学校施設の概要.....	3 4
11	都立看護専門学校（衛生局所管）3年課程卒業後進路状況.....	3 5
12	都内保健婦課程卒業生の卒業後状況推移.....	3 6
13	都立看護専門学校卒業生進路状況（准看護学科）.....	3 7
14	都立看護専門学校寄宿舍の現状.....	3 8
15	看護系専門学校・大学・大学院における人材養成の役割.....	3 9
16	看護の専門性の広がり.....	4 0
17	看護系大学・大学院の設置状況.....	4 1
18	都立施設看護管理者連絡会議設置要綱.....	4 2
19	修学資金現行制度と改正後の比較.....	4 3

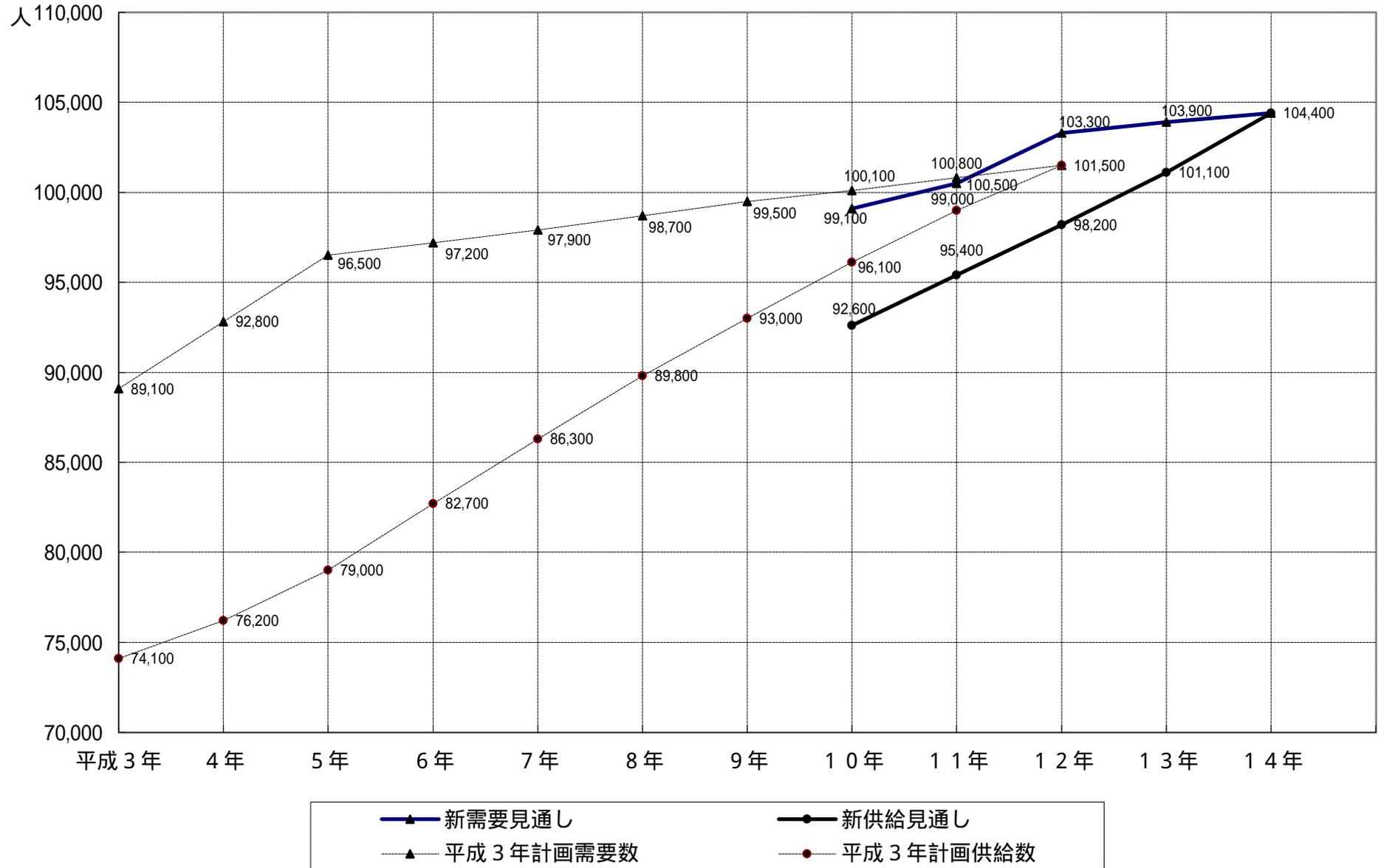
# 東京都看護職員需給見通し

平成10年から14年までの看護職員の必要数と供給数の各区分と、各年の不足数を表した。

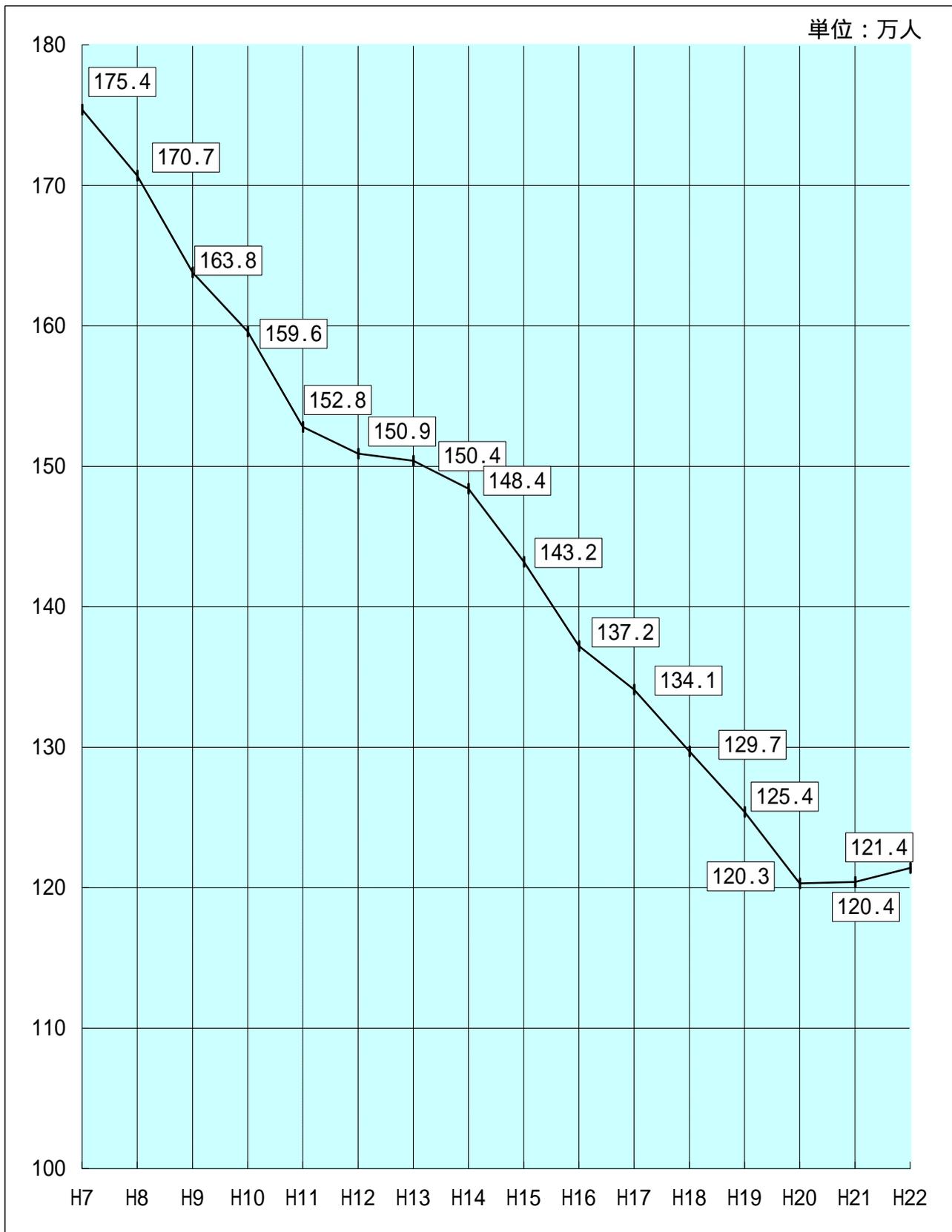
区 分		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
需             数	病院	73,116	73,675	74,220	74,735	75,151
	診療所	14,331	14,361	14,390	14,419	14,448
	助産所	187	187	187	187	187
	老人保健施設	605	844	1,105	1,148	1,191
	訪問看護ステーション	1,044	1,257	1,475	1,475	1,475
	特別養護老人ホーム	1,329	1,383	1,436	1,468	1,499
	老人福祉施設	1,374	1,672	1,969	1,969	1,969
	介護保険導入	—	—	1,400	1,400	1,400
	看護婦等学校・養成所	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257
	その他の社会福祉施設	1,783	1,783	1,783	1,783	1,783
	区市町村（保健所等）	2,456	2,500	2,492	2,495	2,500
	その他の施設等	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579
	上記の計	99,100	100,500	103,300	103,900	104,400
	供     数	年当初就業者数	90,100	92,609	95,429	98,209
新卒者都内就業数		6,149	6,300	6,100	6,000	6,200
再就業者数 （ナースバンク）		1,460	1,720	1,980	2,240	2,500
再就業者数 （ナースバンク以外）		5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
離職等による減少		10,800	10,900	11,000	11,000	11,100
年末就業者数		92,600	95,400	98,200	101,100	104,400
差 引 計	6,500	5,100	5,100	2,800	0	

（注） 必要数の「上記の計」及び供給数の「年末就業者数」は、下2桁を四捨五入した。

東京都看護職員需給見通し（グラフ）



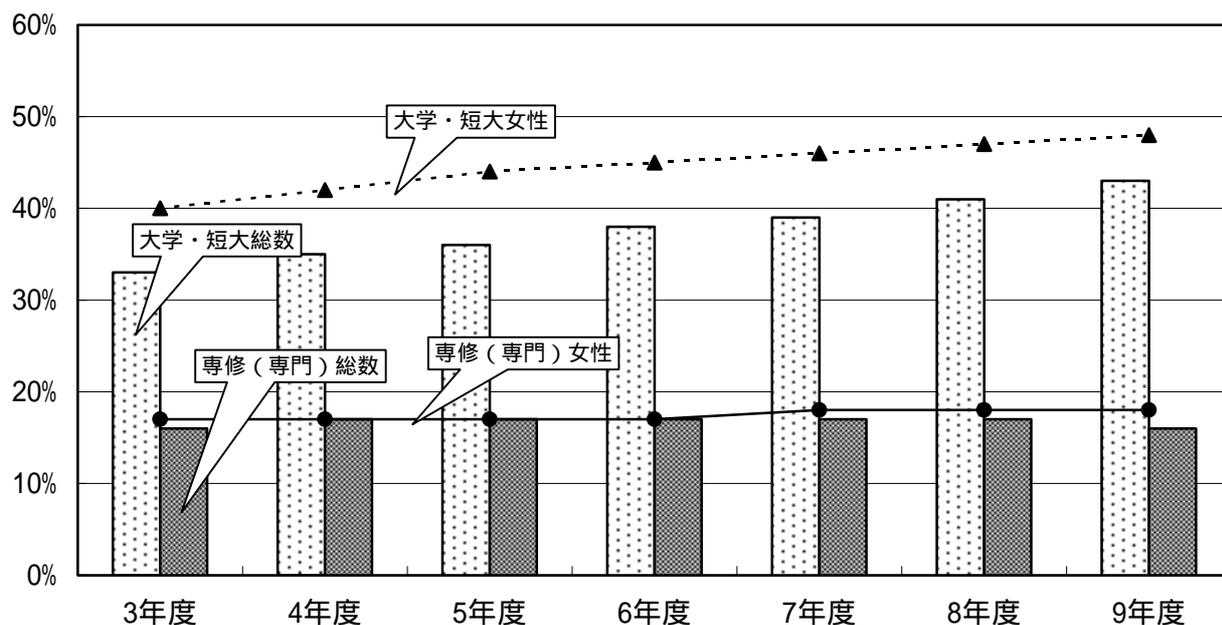
# 18歳人口の将来推計



出典：平成7年国勢調査抽出速報集計結果  
平成8年以降 日本の将来人口の推計（厚生省人口問題研究所 平成4年9月推計）

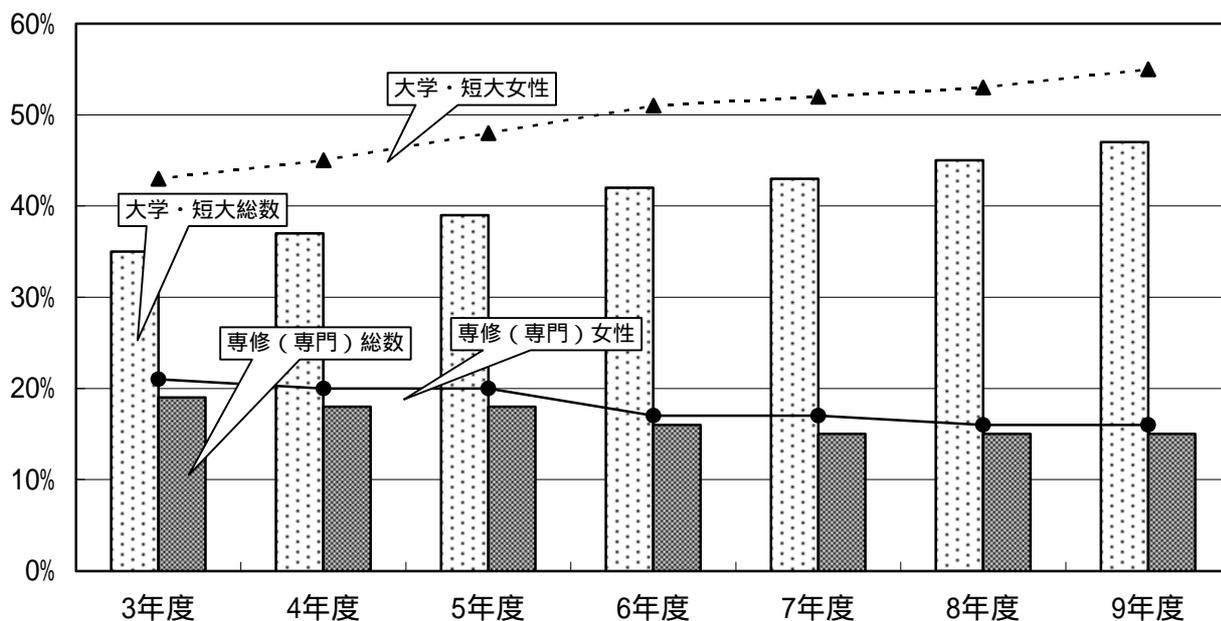
# 高等学校卒業者 進学率の推移

全国



		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
総数	大学・短大	591,520	606,304	598,959	597,986	605,619	611,431	611,841
		33%	35%	36%	38%	39%	41%	43%
	専修(専門)	296,249	290,517	275,562	265,892	262,404	252,998	236,841
		16%	17%	17%	17%	17%	17%	16%
女性 (内数)	大学・短大	364,877	374,349	368,643	362,598	359,277	353,537	344,843
		40%	42%	44%	45%	46%	47%	48%
	専修(専門)	154,021	151,051	144,704	139,140	138,648	133,976	128,364
		17%	17%	17%	17%	18%	18%	18%

東京都

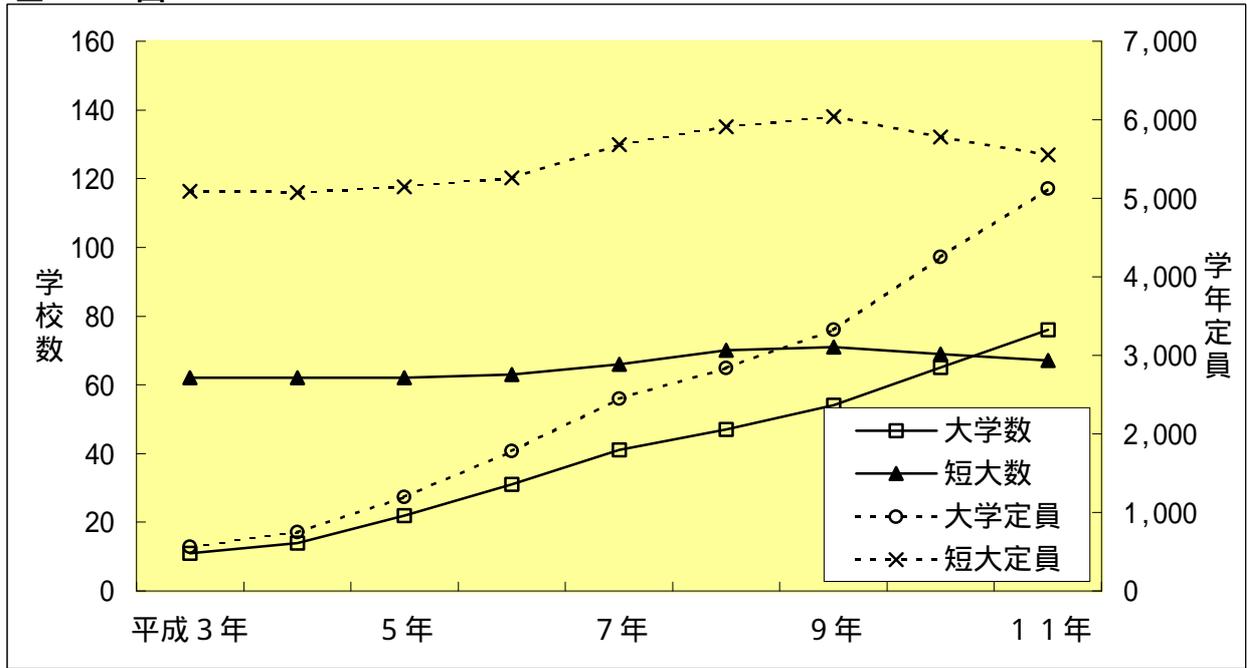


		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
総数	大学・短大	59,099	59,654	58,723	58,417	58,712	59,410	59,286
		35%	37%	39%	42%	43%	45%	47%
	専修(専門)	32,001	29,043	26,605	21,787	21,007	19,503	18,620
		19%	18%	18%	16%	15%	15%	15%
女性 (内数)	大学・短大	37,910	38,421	37,774	37,243	36,979	36,777	36,270
		43%	45%	48%	51%	52%	53%	55%
	専修(専門)	18,546	17,190	15,525	12,481	12,013	11,353	10,624
		21%	20%	20%	17%	17%	16%	16%

出典：「学校基本調査報告」（東京都）「学校基本調査報告書」（文部省）

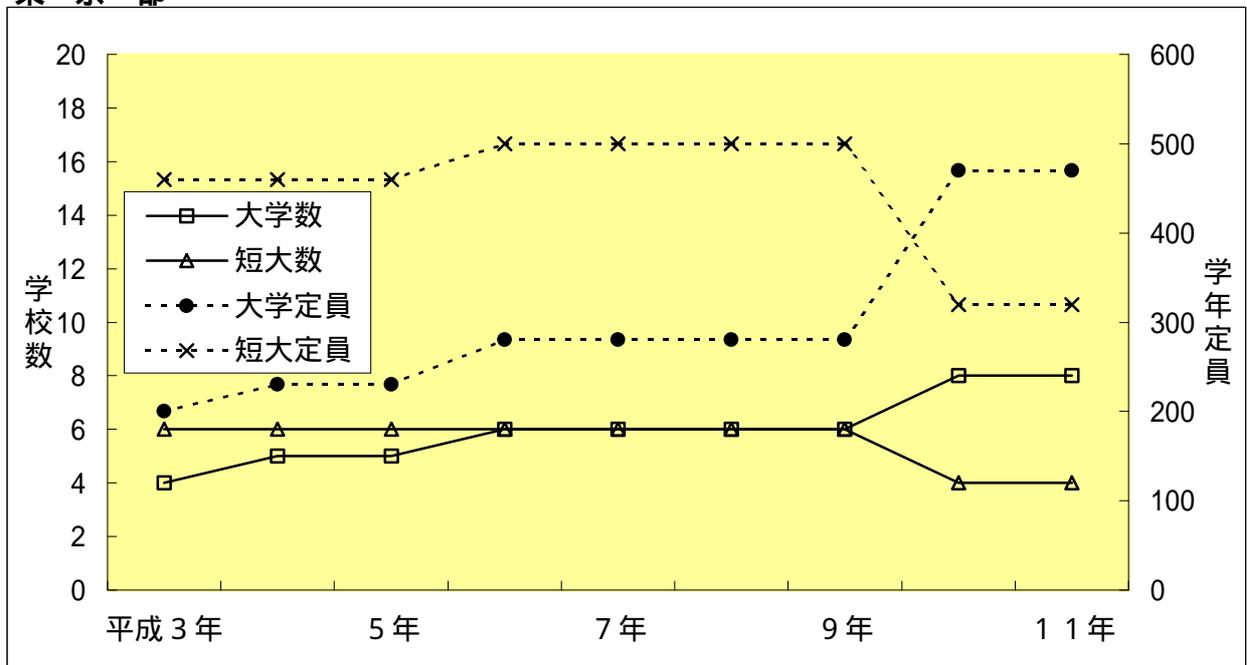
## 看護系大学・短大設置状況の推移

### 全 国



	平成3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
大学数	11	14	22	31	41	47	54	65	76
短大数	62	62	62	63	66	70	71	69	67
大学定員	558	748	1,198	1,778	2,448	2,838	3,328	4,253	5,125
短大定員	5,090	5,070	5,150	5,260	5,680	5,910	6,040	5,780	5,550

### 東 京 都



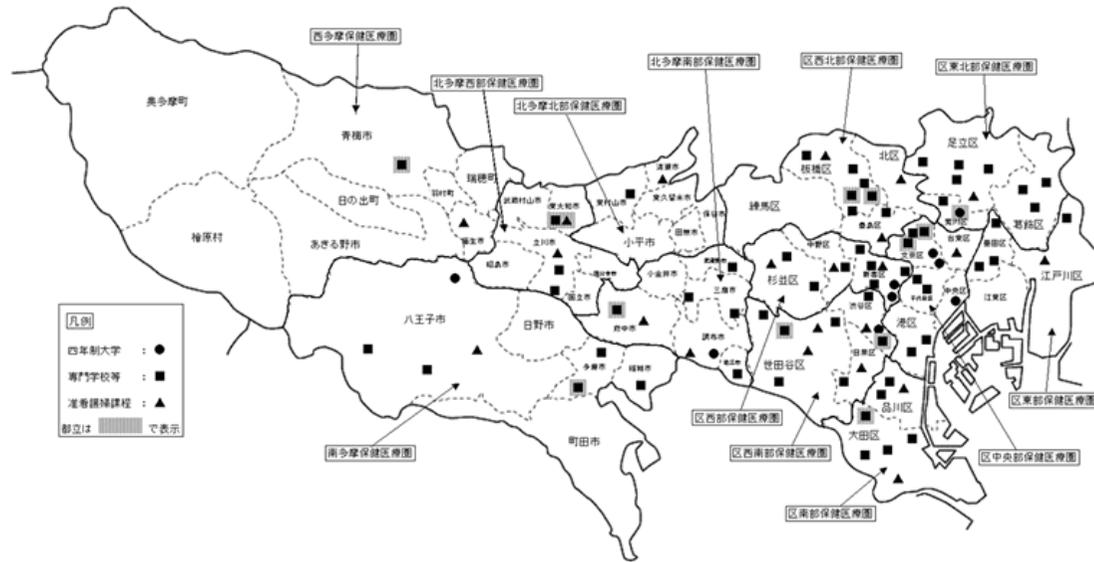
	平成3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
大学数	4	5	5	6	6	6	6	8	8
短大数	6	6	6	6	6	6	6	4	4
大学定員	200	230	230	280	280	280	280	470	470
短大定員	460	460	460	500	500	500	500	320	320

出典：平成11年6月23日・24日 全国看護行政担当者会議 資料1「看護行政の現状と展望」

### 都内看護婦等養成規模の推移

区分		45年4月	元年4月	2年4月	3年4月	4年4月	5年4月	6年4月	7年4月	8年4月	9年4月	10年4月	11年4月
国立	大 学	40	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	90
	保 健 婦												
	助 産 婦	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
	看 護 3 年	295	580	580	530	530	530	530	580	580	580	590	390
	看 護 2 年	115	60	60	60	60	60	60	20	20	20	20	20
	准 看 護 婦	45	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	計	550	808	808	758	758	758	758	768	768	768	778	575
都立	大 学											80	80
	保 健 婦	50	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
	助 産 婦	20	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	看 護 3 年	210	680	680	680	720	760	800	1,010	1,010	1,010	930	930
	看 護 2 年	50	300	300	300	340	340	340	340	340	340	340	340
	准 看 護 婦	65	80	80	80	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	395	1,180	1,180	1,180	1,220	1,260	1,300	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510
民間	大 学	40	110	110	110	140	140	190	190	190	190	300	300
	保 健 婦		15	15	15	20	20	20	20	20	20	50	50
	助 産 婦	90	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
	看 護 3 年	730	1,520	1,505	1,545	1,555	1,640	1,680	1,840	1,915	1,915	1,641	1,656
	看 護 2 年	690	997	1,027	1,047	1,202	1,250	1,340	1,275	1,295	1,227	990	950
	准 看 護 婦	1,750	1,300	1,280	1,265	1,285	1,285	1,285	1,275	1,275	1,275	1,235	1,165
	計	3,300	4,122	4,117	4,162	4,382	4,515	4,695	4,780	4,875	4,807	4,396	4,301
計	大 学	80	203	203	203	233	233	283	283	283	283	473	470
	保 健 婦	50	105	105	105	110	110	110	110	110	110	140	140
	助 産 婦	165	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265
	看 護 3 年	1,235	2,780	2,765	2,755	2,805	2,930	3,010	3,430	3,505	3,505	3,161	2,976
	看 護 2 年	855	1,357	1,387	1,407	1,602	1,650	1,740	1,635	1,655	1,587	1,350	1,310
	准 看 護 婦	1,860	1,400	1,380	1,365	1,345	1,345	1,345	1,335	1,335	1,335	1,295	1,225
	計	4,245	6,110	6,105	6,100	6,360	6,533	6,753	7,058	7,153	7,085	6,684	6,386
構成比	国 立	13.0%	13.2%	13.2%	12.4%	11.9%	11.6%	11.2%	10.9%	10.7%	10.8%	11.6%	9.0%
	都 立	9.3%	19.3%	19.3%	19.3%	19.2%	19.3%	19.3%	21.4%	21.1%	21.3%	22.6%	23.6%
	民 間	77.7%	67.5%	67.4%	68.2%	68.9%	69.1%	69.5%	67.7%	68.2%	67.9%	65.8%	67.4%

## 保健医療圏別看護系学校分布図



# 衛生局改革アクションプラン（第一次）

- 緊急かつ当面の取組と今後の行動指針 - （抜粋）

平成11年11月  
東京都衛生局

16	看護職員の養成確保	所管課	医療計画部看護課
施策の課題	<p>(1) 平成10年12月に策定した「看護職員需給見通し」によると平成14年以降は看護職員の需給が均衡すると見込まれており、少子化による新規学卒者の減少、学生の高学歴志向の高まりなどにより、看護学校での養成に大きな比重を置いた従来の看護職員確保策は見直しを迫られている。</p> <p>(2) 看護職員の定着・再就業対策に係る施策が不十分であり、一層の充実強化が望まれている。</p> <p>(3) 都立看護専門学校について、適切な受益者負担の導入を検討する必要がある。</p> <p>(4) 保健科学大学に大学院を設置する構想と併せ、都立看護専門学校における看護教育の質の向上が求められている。</p>		
施策の方向	<p>(1) 看護職員の確保については、新規学卒者の養成を継続していくとともに、定着・再就業に一層の重点を置いた施策を展開していく。都立看護専門学校は、幅広い層から学生を受け入れ、養成を進めるとともに、保健婦課程・准看護婦課程の廃止等を含め、養成規模の適正化を図り、学校の再編整備を進める。</p> <p>(2) 看護職員の定着・確保対策については、費用対効果を見極め、より高い効果の望める施策を構築する。</p> <p>(3) 都立看護専門学校の受益者負担の適正化を図る。</p> <p>(4) 都立看護専門学校において、魅力ある質の高い教育の提供に努める。</p>		<p>《当面の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学資金貸与制度等の簡素化と申込資格の緩和等</li> <li>・ 都立看護専門学校の定員1割増の廃止及び社会人入試制度の新設</li> <li>・ 定着、再就業対策の強化（ナースプラサの強化）</li> <li>・ 都立看護専門学校の適切な受益者負担の導入（寮光熱水費の徴収）</li> </ul>

## 都立における看護職員養成の歴史

年代	昭和20年代			昭和30年代			昭和40年代				昭和50年代				昭和60年代			平成元年以降														
	24年 5月	27年 7月	28年 4月	31年 4月	31年 10月	43年 4月	46年 4月	47年 4月	49年 4月	50年 9月	51年 12月	52年 12月	53年 4月	55年 4月	59年 4月	61年 4月	63年 3月	63年 4月	3年4月	4年 4月	5年4 月	6年4 月	7年4月			8年4月			9年 4月	10年 4月	12年 4月	
学校の設立	第一高等看護学院設立 (広尾看護専門学校の前身)	保健婦養成所設立	(公衆衛生看護専門学校の前身)	豊島高等看護学院設立	助産婦養成所設立		新宿高等看護学院設立	在原看護高等学院設立	板橋高等看護学院設立	松沢高等看護学院設立	府中高等看護学院設立	大塚高等看護学院設立			北多摩看護専門学校設立	青梅看護専門学校設立		医療技術短期大学開校							南多摩看護専門学校設立							保健科学大学設立
廃止した学校																	新宿看護専門学校閉校															
その他動向				保健婦助産婦学院に改称	公衆衛生看護学院に改称		広尾高等看護学院に名称変更						専修学校へ切り替え	全校を看護専門学校に改称		3年課程推薦入学試験制度導入			3年課程推薦入学試験の募集定員拡大	入学生の定員一割増を実施	3年課程推薦入学試験制度の導入	2年課程推薦入学試験制度の導入	松沢看護専門学校クラス増を実施 (入学定員 80名から120名に)	青梅看護専門学校クラス増を実施 (入学定員 40名から80名に)	長期の業務経験を有する准看護婦を対象とする試験(長准看試験)制度の導入	豊島看護専門学校クラス増を実施 (入学定員 100名から150名に)	府中看護専門学校クラス増を実施 (入学定員 80名から120名に)	長准看試験の募集定員拡大	2年課程推薦入学試験の募集定員拡大	長准看試験の募集定員拡大		3年課程社会人入学試験制度の実施

# 都立看護専門学校 の 施設概要

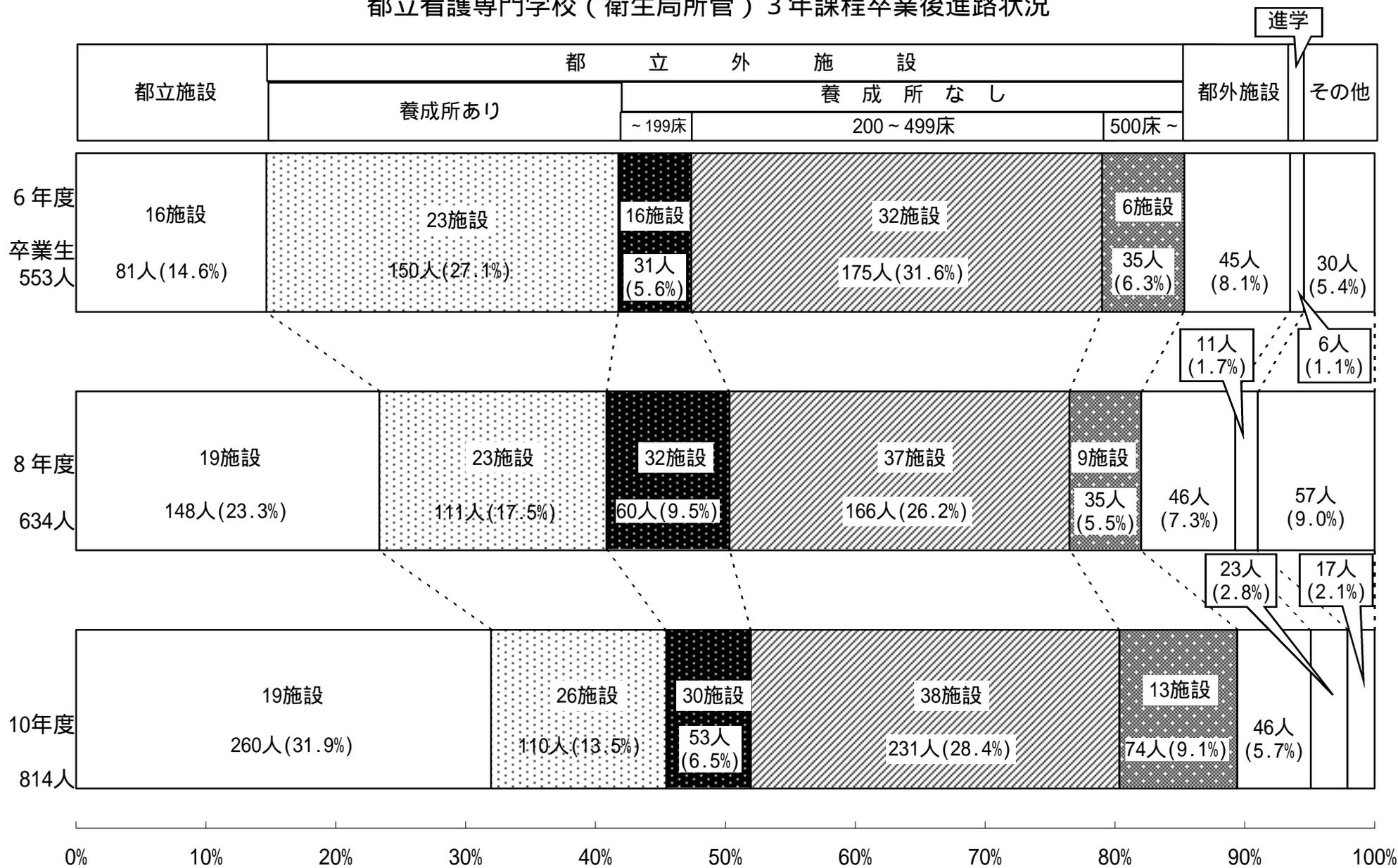
平成11年7月1日現在

学 校 名	所 在 地 〔 最 寄 駅 〕	学 科 課 程	修 業 年 限	学 年 定 員 ( 人 )	総 定 員 ( 人 )	延床面積 上：学校棟 下：寄宿棟	敷地面積 ( )	施 設 建 設 年 度
公衆衛生 看護専門学校	文京区本駒込 JR 田端駅	保健学科 看護2年課程	1年 2年	50 100	50 200	2,740.67 1,833.76	2,423.47	S 4 2
広尾 看護専門学校	渋谷区恵比寿 日比谷 広尾駅	看護3年課程	3年	80	240	2,919.01 3,083.47	3,258.03	S 4 5
豊島 看護専門学校	板橋区栄町 東武東上 大山駅	看護3年課程	3年	150	450	5,370.50 4,255.85	5,049.54	S 4 5
荏原 看護専門学校	大田区東雪谷 東急池上洗足池駅	看護3年課程	3年	80	240	3,054.51 3,163.02	5,228.24	S 4 6
松沢 看護専門学校	世田谷区上北沢 京王 上北沢駅	看護3年課程	3年	120	360	3,604.63 3,350.69	5,887.66	S 4 7
大塚 看護専門学校	文京区大塚 丸の内 新大塚駅	看護2年課程	2年	120	240	3,912.73	2,742.03	S 5 0
府中 看護専門学校	府中市武蔵台 JR 西国分寺駅	看護3年課程	3年	120	360	3,791.39 3,275.04	8,939.79	S 4 8
北多摩 看護専門学校	東大和市桜が丘 西武拝島・モノレール 玉川上水駅	看護3年課程 看護2年課程 准看護学科	3年 2年 2年	80 80 40	240 160 80	10,405.55	8,000.00	H 3
青梅 看護専門学校	青梅市大門 JR 河辺駅	看護3年課程 看護2年課程	3年 2年	80 40	240 80	4,873.61 2,303.92	10,008.87	S 5 4
南多摩 看護専門学校	多摩市山王下 小田急・京王 多摩センター駅	看護3年課程	3年	120	360	9,384.14 1,681.88	10,000.07	H 6
板橋 看護専門学校	板橋区栄町 東武東上 大山駅	看護3年課程	3年	100	300	3,436.59 4,913.84	23,852.52 1	S 4 7
計				1 3 6 0	3 6 0 0	53,493.33 27,861.47	61,537.70 2	

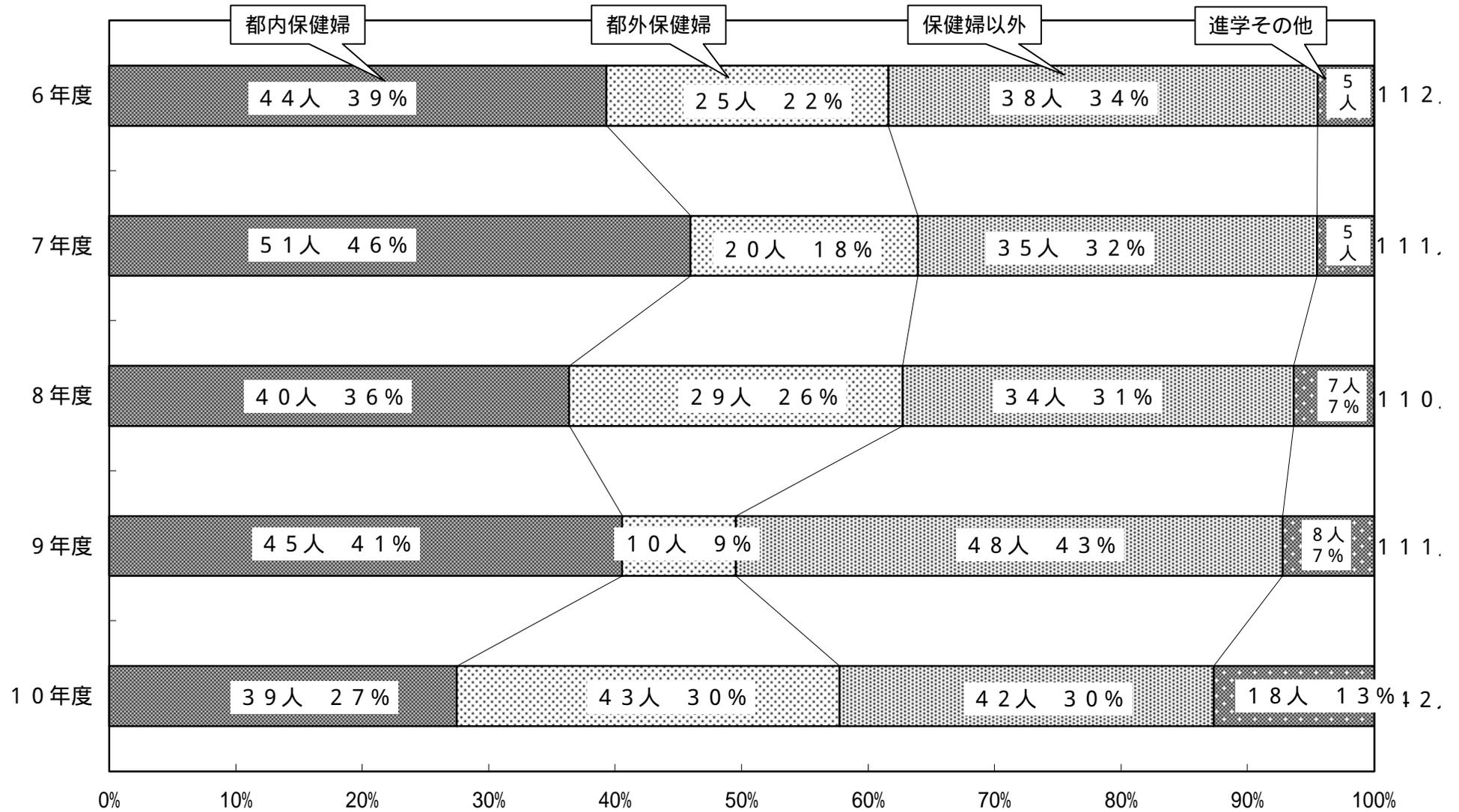
1 仲町キャンパス総面積

2 板橋看護専門学校の敷地面積を除く

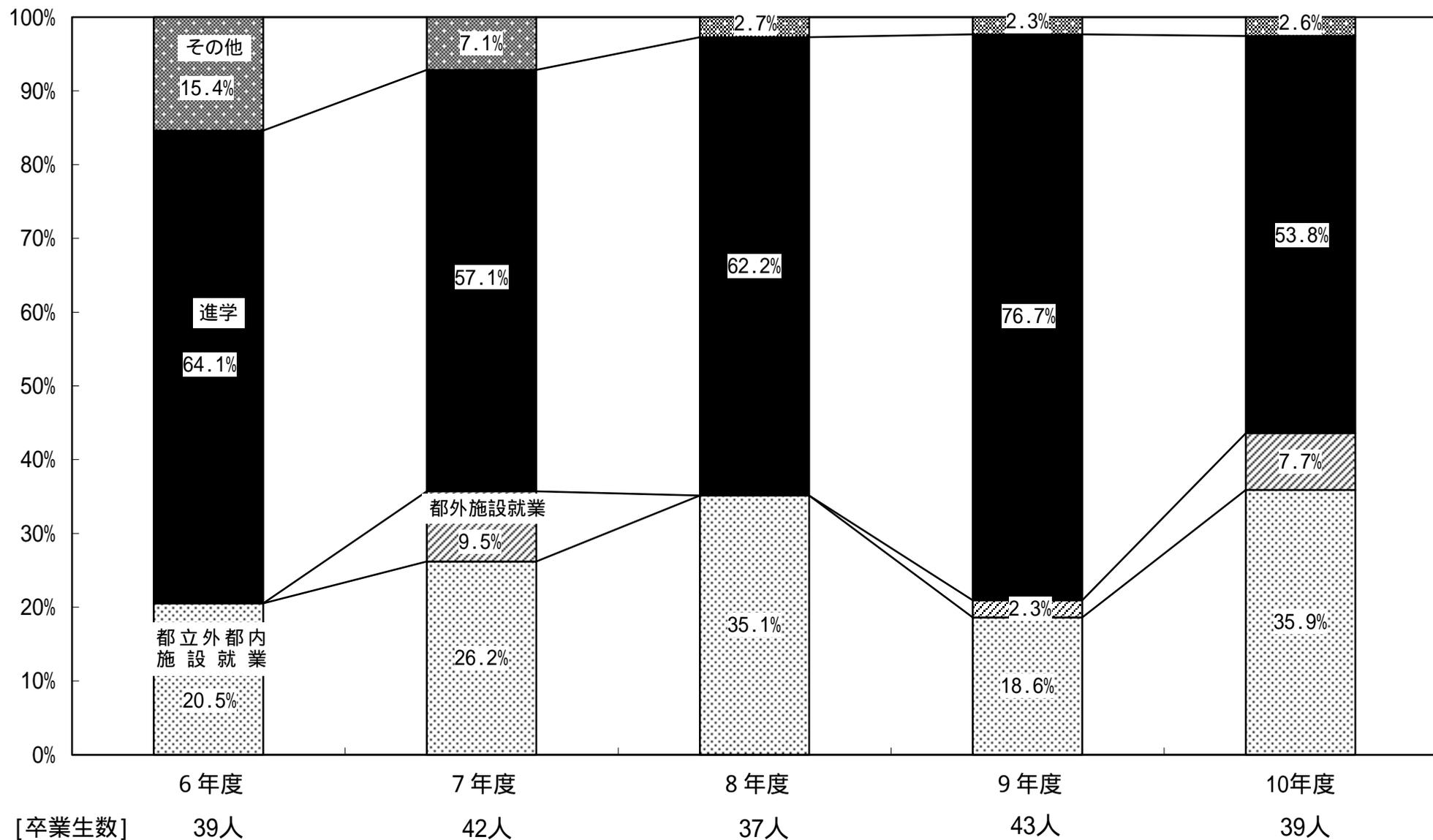
### 都立看護専門学校（衛生局所管）3年課程卒業後進路状況



### 都内保健婦課程卒業生の卒後状況推移



都立看護専門学校卒業生進路状況（准看護学科）



## 都立看護専門学校寄宿舎の現状

学校名	竣工年月	学 生 総定員 S	平成11年4月30日現在の状況							設置当初の状況			
			入舎定員 A	寄宿舎棟延面積	居室面積	居 室 数	居室延面積 C	1人の居室面積 C/A	入舎生数 D	入舎定員 E	居 室 数	居室延面積 F	1人の居室面積 F/E
公 衆	昭和 42.12	250 人	128 人	1,833.8	17.8	2人×28室 3人×24室	955.8	7.5	85 人	216 人	4人×54室	955.8	4.4
広 尾	46.3	240	130	3,083.5	23.85	2人×50室 3人×10室	1,431.0	11.0	41	240	4人×60室	1,431.0	6.0
豊 島	46.3	450	173	4,255.85	14.33 28.66	2人×70室 3人×11室	1,521.5	8.8	83	272	2人×86室 4人×25室	1,946.3	7.2
板 橋	46.9	300	157	4,886.9	15.36 30.72 30.72	1人×74室 3人×21室 4人×5室	1,935.4	12.3	110	270	2人×51室 4人×42室	2,073.6	7.7
荏 原	47.3	240	119	3,163.0	15.75	1人×39室 2人×40室	1,260.0	10.6	71	216	2人 ×108室	1,404.0	6.5
松 沢	47.6	360	【野36】 120	3,350.7	13.5	【野18室】 2人×60室	810.0	6.8	【野5】 91	【野108】 216	2人 ×108室	1,458.0	6.8
府 中	48.12	360	87	3,275.0	13.5	1人×87室	1,174.5	13.5	59	216	2人×66室 4人×21室	1,258.0	5.8
青 梅	55.2	320	94	2,227.1	13.6	2人×47室	647.0	6.9	87	132	2人×66室	910.1	6.8
南多摩	平成 7.3	360	71	1,681.8	22.5	1人×45室 2人×13室	1,306.8	18.4	【野1】 48	71	1人×45室 2人×13室	1,306.8	18.4
合 計	—	2,880	1079	—	—	4人×5室 3人×66 2人×308 1人×245	11,042.0	10.2	675	1,849	1人×45室 2人×498室 4人×202室	12,743.6	6.9

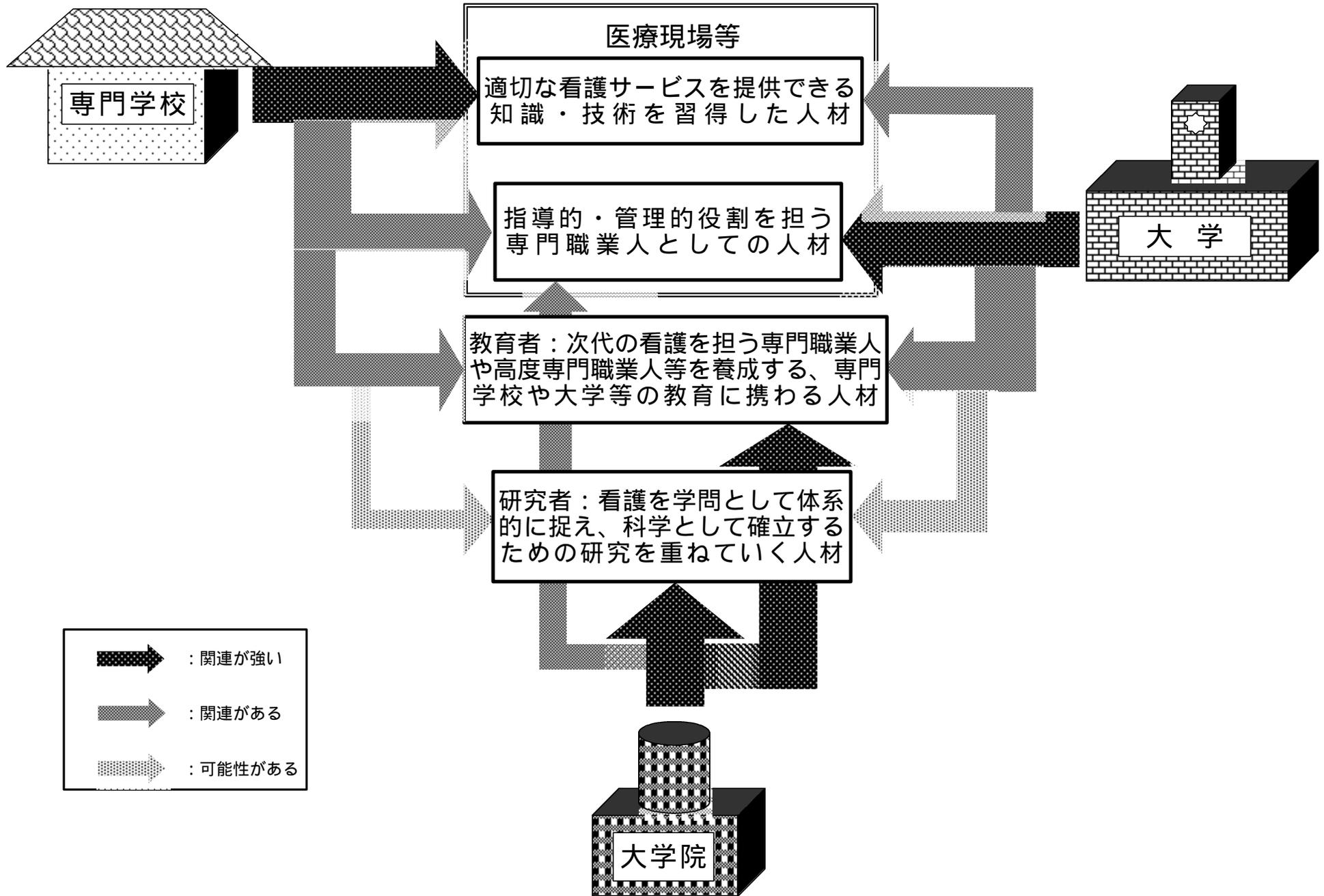
\* 大塚、北多摩看護専門学校は、寄宿舎はなし。

\* 入居基準 遠距離通学の者（概ね1時間半以上） 住宅状況等により入居が必要な者 その他、校長が必要と認める者 1年次のみ（南多摩のみ）

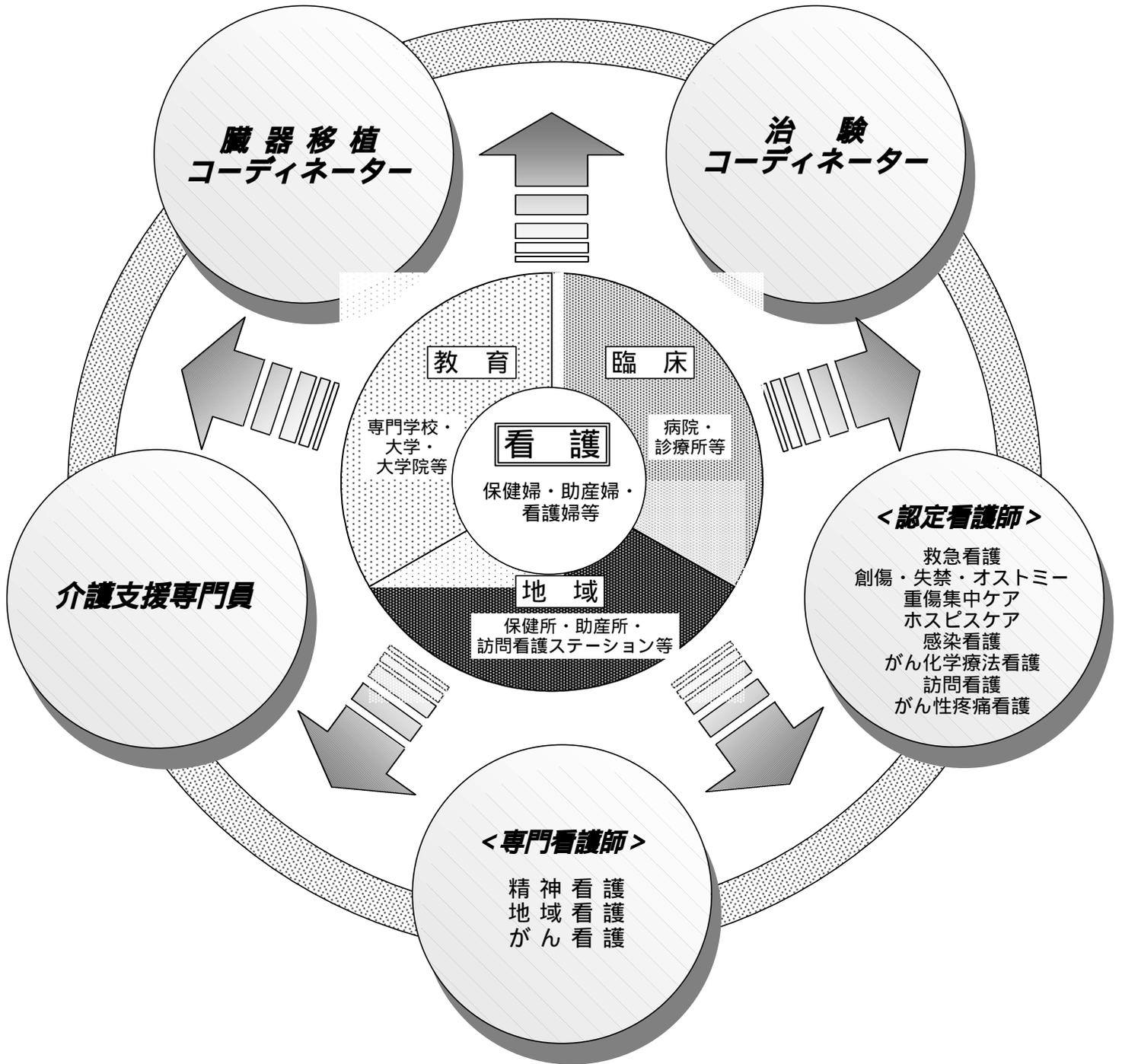
\* 実習に伴う一時在舎などにより、入舎生数は同年度内でも変化する。

\* 松沢、南多摩看護専門学校には男子学生入舎可能、他校は女子学生のみ利用となっている。（【】は男子内書き）

# 看護系専門学校・大学・大学院における人材養成の役割



# 看護の専門性の広がり



## 看護系大学・大学院の設置状況

[都 内]

平成11年4月現在

設置主体	学校名	学科名	定員	専攻名	課程	定員	
国 立	東 京 大 学	保 健 科 学 ・ 看 護 学 科	40	健 康 科 学	修	14	
					博	6	
				看 護 学	修	11	
					博	6	
				国 際 保 健 学	修	21	
					博	9	
東京医科歯科大学	保健衛生学科	50	保健衛生学	修	15		
				博	5		
公 立	東京都立保健科学大学	看 護 学 科	80		-	-	
私 立	聖 路 加 大 学	看 護 学 科	60	看 護 学	修	15	
					博	4	
	日本赤十字看護大学	看 護 学 科	50	看 護 学	修	15	
					博	5	
	東京慈恵会医科大学	看 護 学 科	30				
	杏 林 大 学	看 護 学 科	78		修	7	
博					4		
東京女子医科大学	看 護 学 科	80			-	-	

[全 国]

設置主体	学校数	定員	大学院設置校数	課程	課程数	定員
国 立	30(2)	1,920(90)	15(2)	修	18(4)	385(61)
				博	6(4)	75(26)
公 立	25(1)	1,840(80)	8(0)		8(0)	104(0)
私 立	21(5)	1,533(298)	9(3)	修	9(3)	142(37)
				博	3(3)	13(13)
計	76(8)	5,293(468)	32(5)	修	35(7)	631(98)
				博	9(7)	88(39)

\* ( )内の数字は東京都内の数をあらわす。

\* 「修」は修士課程を示し、「博」は博士課程を示す。

## 都立施設看護管理者連絡会議設置要綱

### （設置目的）

第1 看護職員の資質向上を図ることを目的として、都立保健科学大学、東京都保健所、都立看護専門学校及び都立病院の看護管理者が相互に連絡調整を行い、連携を推進するため、都立施設看護管理者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### （協議事項）

第2 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

都立施設に勤務する看護職員の資質の向上に関する事項

都立看護専門学校に勤務する看護教員の資質の向上に関する事項

その他

### （組織）

第3 連絡会議は、下記の者で組織する。

都立保健科学大学看護学科教授会が選任した教員 3名

都立看護専門学校校長会が選任した看護職の校長又は副校長 3名

都立病院看護部科長会が選任した都立病院部科長又は副科長 3名

総務部副参事（地域保健推進） 1名

医療計画部看護課長（以下「看護課長」という。）

### （招集）

第4 連絡会議は、看護課長が招集する。

2 連絡会議は、年4回開催する。

3 看護課長は、臨時に連絡会議を招集することができる。

### （庶務）

第5 連絡会議の庶務は、医療計画部看護課において処理する。

### （その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は看護課長が定める。

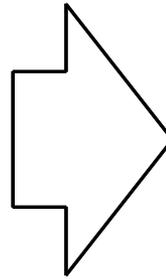
# 修学資金現行制度と改正後の比較

## 現行制度

## 改正後

修学資金 特別貸与 (国庫)	種 別	貸与
	対 象 者	保助看及び准看学校の学生
	申 込 資 格	指定施設に3年以上勤務する意思を有すること
	月 額	保助看学校 公立 35,000円 民間 39,000円 准看学校 公立 17,000円 民間 23,000円
	返 還 方 法	月賦又は半年賦で貸与期間内に返還(本人希望により一括返還可能)
	勤務による返還免除	あり 指定施設に3年勤務
	死亡・心身の故障による返還免除	あり
	根 拠	条例
修学資金 一般貸与 (都単)	種 別	貸与
	対 象 者	保助看及び准看学校の学生
	申 込 資 格	都内に3年以上勤務する意思を有すること
	月 額	保助看学校 公立 18,000円 民間 20,000円 准看学校 公立 10,000円 民間 13,000円
	返 還 方 法	月賦又は半年賦で貸与期間内に返還(本人希望により一括返還可能)
	勤務による返還免除	あり 都内に3年勤務
	死亡・心身の故障による返還免除	あり
	根 拠	条例

生計資金 (都単)	種 別	貸付
	対 象 者	2年課程定時制3年生
	申 込 資 格	都内に勤務する意思を有すること
	月 額	50,000円
	返 還 方 法	6か月据え置き後6か月ごとに50,000円ずつ返還
	勤務による返還免除	なし
	死亡・心身の故障による返還免除	なし
	根 拠	要綱



修学資金 第一種貸与 (国庫)	種 別	貸与
	対 象 者	保助看若しくは准看学校の学生及び大学院修士課程の学生
	申 込 資 格	都内に3年以上(大学院修士課程の学生は5年以上)勤務する意思を有すること
	月 額	保助看学校 公立 32,000円 民間 36,000円 准看学校 公立 15,000円 民間 21,000円 大学院修士課程 83,000円
	返 還 方 法	月賦又は半年賦で貸与期間内(大学院修士課程の学生は10年以内)に返還(本人希望により一括返還可能)
	勤務による返還免除	あり 指定施設に3年勤務 大学院修士課程の学生は都内に5年勤務
	死亡・心身の故障による返還免除	あり
	根 拠	条例
修学資金 第二種貸与 (都単)	種 別	貸与
	対 象 者	保助看若しくは准看学校の学生及び大学院修士課程の学生
	申 込 資 格	都内に勤務する意思を有すること
	月 額	一口25,000円 二口50,000円まで
	返 還 方 法	都内に就業した者 月賦又は半年賦で貸与期間内に返還(本人希望により一括返還可能) 都外に就業した者 月賦又は半年賦で貸与期間の2分の1の期間内に返還(本人希望により一括返還可能) 二口貸与を受けた場合 申し出により一口分の返還終了までもう一口分の返還を猶予する。 第一種貸与も受けた者が第一種貸与を返還している場合 申し出により第一種貸与の返還終了まで第二種貸与の返還を猶予する。
	勤務による返還免除	なし
	死亡・心身の故障による返還免除	あり
	根 拠	条例



都における看護職員養成に関する検討会委員名簿

(五十音順)

	氏 名	役 職 名	
委員	あお い れい こ 青 井 禮 子	東京都医師会理事	関 係
座 長	いし だて けい ぞう 石 館 敬 三	東京都保健医療公社副理事長	学 識
委員	いの うえ かず こ 井 上 和 子	中央区保健衛生部参事	行 政
委員	うち だ けい こ 内 田 卿 子	東京都看護協会会長	関 係
委員	お の だ たもつ 小野田 有	衛生局病院事業部長	都
委員	から さわ よし ひと 唐 澤 祥 人	東京都医師会副会長	関 係
副座長	かわ むら さ わ こ 川 村 佐和子	都立保健科学大学看護学科長	学 識
委員	さくら い すずむ 桜 井 進	武蔵村山市健康福祉部長	行 政
委員	さ とう のり こ 佐 藤 紀 子	東京女子医科大学看護学部助教授	学 識
委員	とも まつ えい じ 友 松 栄 二	衛生局医療計画部長	都
委員	なか たに ち ひろ 中 谷 千 尋	都立松沢看護専門学校長	養 成
委員	ひろ せ あや こ 広 瀬 綾 子	日本助産婦会東京都支部長	関 係
委員	ふじ た や え こ 藤 田 八重子	昭和大学医学部附属看護専門学校副校長	養 成
委員	もち づき まさ よ 望 月 昌 代	教育庁指導部高等学校教育指導課指導主事	学 識
委員	わが つま てる お 我 妻 照 夫	高齢者施策推進室施設事業部長	都

関係団体：4名 養成機関：2名 学識経験者：4名  
行政機関：2名 都職員：3名

## 都における看護職員養成に関する検討会（最終報告）概要

平成12年4月

少子高齢社会の進展や高学歴指向の高まりなどを踏まえ、都における看護職員養成のあり方について検討を重ねてきた。その結果、今後の都における看護職員養成の基本的考え方を整理し、その上で、看護教育の充実強化、都立看護専門学校の再編整備のあり方等について取りまとめた。

### 看護職員養成を取り巻く社会状況の変化

1 都における看護職員養成の取組	当初、都立病院に従事する看護職員を養成する。昭和40年代以降、看護職員不足解消のため、都立養成所を次々に開設し、近年では、定員1割増（H3～）、クラス増（H5～）、南多摩開設（H7～）など養成数を拡大してきた。この間、昭和61年に開設した医療技術短期大学を発展させた保健科学大学を平成10年に開設している。
2 社会経済状況の変化	高齢社会の到来、都民の価値観の変化等により、看護に対するニーズは、益々高度化、多様化していく。一方、長引く景気の低迷を背景に、依然として雇用状況は厳しく、新卒看護職員の就業にも影響を与えている。
3 看護職員養成に関する国の考え方	平成6年12月の「少子・高齢社会看護問題検討会」で、看護職員の資質の向上を図るため、看護基礎教育の充実を掲げ、大学等高等教育の充実を目指すとしている。
4 都における衛生行政改革への取組	厳しい財政状況に直面する中、「東京都保健医療計画」（H10.12）、「衛生局改革アクションプラン」（H11.11）を策定し、衛生行政の改革に取り組んでいる。看護職員確保対策の再構築についても、この一環に位置づけられている。

### 都における看護職員養成の現状と課題

1 看護職員需給の見通し	平成10年12月、「東京都看護職員需給見通し」を策定し、平成14年に看護職員の需給均衡を目指す。しかし、少子化の進行は著しく、現行規模の新規養成を継続していくことは困難と予測される。今後は、生涯にわたり働く看護職員の養成を行うとともに、定着、再就業に一層重点を置いた施策を展開していく必要がある。
2 都立看護専門学校の役割	民間養成所の大半が、関連病院の看護職員確保を目的に、経費等の支援を受けて運営している。これに対し都立養成所は、主に、都立施設に従事する看護職員の供給及び養成所を持たない都立外の都内施設への看護職員の供給の役割を果たしている。
3 都立看護専門学校の現状	都立看護専門学校において、入学辞退者、中途退学者が増加傾向にある。実習施設が分散化、遠距離化し、さらには、確保そのものも困難になっている。危険、老朽、狭隘の著しい施設があるなど、教育環境が悪化している。
4 都立看護専門学校の課題	直面する現状の解決に向け、今後都が養成する看護職員像を明らかにし、都立看護専門学校の教育環境の整備及び養成規模の見直しを図っていかなければならない。

### 今後の都における看護職員養成の基本的考え方

1 都における看護	看護職員の需給均衡を維持していくためには、安定的な人材供給が必要である。
-----------	--------------------------------------

職員養成の必要性	都は、看護職員養成の不採算性を考慮し、民間等との役割分担を踏まえながら、今後も引き続き看護職員養成を継続していく必要がある。
2 都に求められる看護職員養成のあり方	看護は、人々のライフステージに深く関わっている。今日、人々の健康意識の高揚を背景に、看護活動は従来の枠組みを超え、「看護の自立が、保健医療福祉を変革する」大きな原動力となると期待されている。このように、看護の活躍の場が広がる中で、都は、専門学校、大学、大学院が総体として、自ら考え行動する優秀な看護職員を養成するとともに、そのための教育者や研究者の確保にも努めていく必要がある。
3 都立看護専門学校の養成規模の見直し	少子化の著しい進行や都立看護専門学校が直面する現状を考慮すると、現行の養成規模を維持していくことは、教育レベルの低下に繋がることが懸念される。今後、都に求められる看護職員を養成していくためには、少数精鋭のレベルの高い教育を展開することとし、都立看護専門学校における養成規模を適正化していく必要がある。

#### 都における看護教育の充実強化

1 特色のある学校づくり	都立看護専門学校は、生涯にわたり自己啓発を続けていく力を身につけ、いかなる状況下でも看護を実践できる看護職員を育成する旨の教育理念を明確にし、学生を魅了するようなアピール性をもった教育を展開する学校づくりを進める必要がある。
2 実習教育の充実	優秀な看護職員を養成していくためには、実習教育を効果的に進めることが重要である。そのためには、実習教育を取り巻く環境整備とともに、教育側と実習施設側が、ともに優秀な看護職員を養成するとの共通認識を深めることが不可欠である。
3 看護教員のレベルアップ	優秀な看護職員の養成は、充実した看護教育によるところが大きく、教育者としての自覚を持ち、日々研鑽に励む看護教員の存在が不可欠である。そこで、看護教員の職の魅力を向上させるとともに、修士、博士を取得した看護職員の積極的活用を図るなど多様な人材を教員に求め、従来の看護教員養成のあり方を見直す必要がある。
4 社会人入学試験制度の導入	近年、社会人の看護専門学校への入学者は増加傾向にあり、学校全体がレベルアップしている。一方、入学試験の実施方法等を理由に受験を断念する社会人も多い。今後は、都は、平成12年度入学試験から都立看護専門学校看護学科（三年課程）5校で導入した本制度を、速やかに全校実施に拡大すべきである。
5 都立看護専門学校の大学化	大学における教育を通じて、医療の現場で中核となり、指導的、管理的役割を担う看護職員の養成が求められている。実際、近年の看護系大学の整備充実は大幅に促進されており、都は、保健科学大学に加え、都立看護専門学校の再編整備を進めていく過程において、その一部を四年制大学とする検討を進めていくことが望まれる。
6 大学院の設置	大学院における教育は、大学等における教育者、看護を科学として確立するための研究者、さらには、看護管理者や看護実践のリーダーの養成を目的としており、極めて重要である。近年、看護系大学院の設置数は飛躍的に増大しており、都は、保健科学大学に大学院を設置する検討を進めていくことが不可欠である。

7 教育と実践との連携強化	看護職員が生涯にわたり自己研鑽に努めていけるよう、専門学校、大学、大学院、さらには、実践の場との交流を一層活発にし、相互連携を強化していく必要がある。
---------------	---

都立看護専門学校の再編整備のあり方

1 都立看護専門学校の学科別検討	保健学科	近年、大学における保健婦養成が拡大している。今後、都における保健婦養成は、幅広い視野に立って、総合的な判断力等を教育する高等教育機関において行うこととし、専門学校での保健学科は廃止する方向で検討すべきである。
	助産学科	今後、都における助産婦養成は、職種の特殊性・専門性を考慮し、高等教育機関において行うこととし、必要に応じ、保健科学大学での養成を促進することで対応すべきである。
	看護学科 (三年課程)	現在、都立看護専門学校の中核となる課程であり、今後も都立の役割を十分に踏まえ、施設の改築を図るとともに、教育機能を一層充実強化し、魅力ある特色を持った学校づくりに向けて、養成数を適正化し、再編整備していくべきである。
	准看護学科	都立の准看護学科の卒業生の多くは、看護学科(二年課程)に進学し、准看護婦・士としての都内就業は少数である。また、看護職員養成に、看護学科(二年課程)と合わせて4年を要するなど経済的負担が大きく、都立での養成は速やかに廃止の方向で検討すべきである。
	看護学科 (二年課程)	准看護婦・士の養成数の減少に伴い、看護学科(二年課程)の養成規模は減少しており、今後もこの傾向は続くと考えられる。そこで、今後は民間等との役割分担や准看護婦養成所の動向、地域的なバランス等を踏まえ、中長期的には廃止する方向で検討する。これに伴い、准看護婦・士のキャリアアップへの希望に十分な配慮が必要である。
2 都立看護専門学校の再編方針	<p>都立看護専門学校は、看護学科(三年課程)へ一本化していくこととし、具体的には、以下の方針に基づき再編整備を進め、質の高い教育の展開が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則に基づき、1クラスは40人とする。</li> <li>・実習教育の効果を十分に配慮し、1学校は2クラスとする。</li> <li>・地理的条件及び地域的バランスを考慮する。</li> <li>・施設面での危険、老朽、狭隘等を考慮する。</li> <li>・看護学科(三年課程)の一部を大学化する。</li> </ul>	
3 都立看護専門学校の再編計画	<p>都民の保健医療サービスの維持向上を目指す観点を十分に考え、早急に取り組むべき事項を短期的対応とし、概ね10年程度を期間とする事項を中長期的対応とす再編計画を策定することが望ましい。</p> <p>【短期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年定員の1割増の廃止(H12～)及び准看護学科の募集停止(H13～)を行う。</li> </ul> <p>【中長期的対応】</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設改修が困難な学校は、廃止する方向で検討することとし、改修に当たっては、再編方針を踏まえた設計とする。</li> <li>・近接する学校や隣接地域に実習病院を持たない学校は、統廃合等により整理する。</li> <li>・看護学科（三年課程）の一部大学化に向け、検討を開始する。</li> </ul>
--	--

その他衛生局長が必要と認める事項

1 受益者負担の考え方	現在、都立看護専門学校の学生は、授業料、教科書代をはじめ、実習費用等を自己負担している。今後、授業料、寄宿に係る経費等について、受益者負担の一層の適正化を図っていく必要がある。
2 寄宿舎のあり方	寄宿舎は、学生の自主性の阻害、入居していない学生との不公平等、今日、各種の課題が顕在化している。今後は、ソフト面の施策を整備拡充する一方、寄宿舎の耐用年限の時期に合わせて順次廃止することなども含めて、幅広い視点から寄宿舎のあり方を検討していく必要がある。
3 看護婦等修学資金貸与制度の見直し	現在、「特別貸与」と「一般貸与」の2種類の制度がある。近年、「一般貸与」に応募が集中する一方、「特別貸与」は募集数に達せず、真の困窮者支援制度になっていない。今後、中小医療機関等の看護職員確保につながる制度、学生にとって利用しやすく、支援効果の高い制度等を目指し見直していく必要がある。また、看護系大学院進学者を支援する制度の創設も必要である。
4 都内看護婦養成所相互の連絡調整機能の強化	都と民間の養成所は、積極的に情報の収集や提供に努めるとともに、相互の役割分担についての認識を共有化するため、「（仮称）都内看護婦養成所連絡調整会議」を設置するなど、都と都内養成所が連携して看護職員養成に取り組む必要がある。

成熟社会を迎えつつある中、看護職が自立し、誇りと専門性を身につけ、その役割を十分に果たすことによって、都民一人ひとりが「安全・安心・信頼」を実感できる次代を切り拓いていくことは、正に都の責務である。

本報告で示した「看護の自立が、保健医療福祉を変革する」という基本的考え方が、都における定着、再就業等を含めた看護職員確保対策に最大限に生かされることを切望するものである。